

東京都動物愛護管理推進計画 ハルスプラン

Human and Animal Live Together in Harmony (HALTH)

～人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して～

令和3年3月改定

東京都

はじめに	1
第1 動物愛護管理推進計画の改定について	2
1 計画の位置付け	2
2 計画改定の背景	2
3 計画改定の考え方	3
第2 動物愛護管理施策における関係者の役割.....	4
1 都民の役割.....	4
2 事業者の役割	4
3 ボランティア・関係団体の役割.....	5
4 区市町村の役割	5
5 東京都の役割	6
第3 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く現状.....	8
1 犬・猫の飼育状況等.....	8
2 動物の捕獲・収容・引取数及び返還・譲渡・致死処分数の推移.....	12
3 動物取扱業等への対応状況.....	15
4 動物由来感染症の発生及び動物に関する災害対策の状況.....	19
5 動物愛護管理法及び基本指針の改正について	22
第4 施策の取組状況	23
1 動物の適正飼養の啓発と徹底	23
(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化.....	23
(2) 犬・猫の適正飼養の徹底	24
(3) 多頭飼育に起因する問題への対応	26
(4) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策.....	26
(5) 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成	27
(6) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	27
2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進	29
(1) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充.....	29
(2) 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理	30
(3) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり	30

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進	3 3
(1) 動物取扱業への監視強化	3 3
(2) 動物取扱業への指導事項の拡大	3 4
(3) 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底	3 4
(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	3 5
4 動物由来感染症・災害時への対応強化	3 6
(1) 動物由来感染症への対応強化	3 6
(2) 災害時の動物救護体制の充実	3 7
第5 新たな推進計画における施策等	3 8
1 動物の適正飼養の啓発と徹底	3 9
施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化	3 9
施策2 犬・猫の適正飼養の徹底	4 0
施策3 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備	4 1
施策4 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携	4 1
施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策	4 2
施策6 地域における適正飼養の推進のための人材育成	4 3
施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	4 3
2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進	4 5
施策8 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及	4 5
施策9 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理	4 5
施策10 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり	4 6
3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進	4 8
施策11 動物取扱業への監視強化	4 8
施策12 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進	4 9
施策13 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底	5 0
施策14 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	5 0
4 動物由来感染症・災害時への対応強化	5 2
施策15 動物由来感染症への対応強化	5 2
施策16 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化	5 3
5 動物愛護相談センターの機能強化等	5 4

はじめに

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して

— ハルスプラン (Human and Animal Live Together in Harmony) —

動物は、私たちの生活に潤いや癒しを与えてくれる大切な存在であり、飼い主にとっては家族の一員、そして人生のパートナーとして、深い関わりを持っています。

都では、平成 26 年 3 月に平成 35 年度（2023 年度）までの 10 年間を計画期間とした「東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）」を策定し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、四つの取り組むべき施策展開の方向と 15 の具体的な施策を掲げ、多くの関係者の御協力の下、様々な取組を進めてきました。

その結果、同計画で定めた平成 35 年度までに達成すべき数値目標については、令和元年度実績において全て達成するなどの成果が得られています。

一方、動物の遺棄や虐待、飼い主の不適正な飼養による近隣住民とのトラブルや生活環境の悪化、不適正な多頭飼育、事業者による動物の不適切な管理などの問題が依然として散見されています。

また、飼い主の高齢化等に伴い、飼養の継続が困難となるケースの増加や、地震や風水害などの災害発生時における動物救護対策など、近年の社会情勢や環境変化等に伴う課題も顕在化しています。

さらに、国は、第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化や動物愛護管理施策の更なる推進等を目的として、令和元年 6 月に動物の愛護及び管理に関する法律、令和 2 年 4 月に動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を改正しました。都は、今回の改正により新たに設けられた事業者への規制等に係る諸規定等を踏まえ、施策を進めていく必要があります。

このような動物愛護管理施策をめぐる社会情勢の変化や課題等に的確に対応するため、都は、動物愛護管理施策に関する学識経験者や関係者からなる東京都動物愛護管理審議会において「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」御審議いただき、その答申を踏まえ、今般、本計画を改定しました。

今後、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、本計画に定めた施策を都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村と連携・協働して着実に推進してまいります。

令和 3 年 3 月